

## 静岡県国土利用計画(第五次) 現計画・変更案比較対照表

静岡県国土利用計画(現計画)	静岡県国土利用計画(変更案)	備考
<p>第1章 県土の利用に関する基本構想</p> <p>1 県土利用の基本方針</p> <p>(3) 県土管理の方策</p> <p>人口減少下においては、これまでと同様な労力や費用を投下し県土の管理を行うことが困難になることが想定される。</p> <p>さらに、中山間地域の耕作放棄地など、生産者等による管理が困難な土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、従前の自然環境への再生、野生鳥獣被害を防止するための緩衝帯など新たな用途を見出すことで県土の荒廃を防止し、地域にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。</p> <p>第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>2 地域別の概要</p> <p>(1) 地域区分の考え方</p> <p>都市機能等の集積のメリット等を考慮し、政令市並みの人口規模を目安として、県と政令市との連携・役割分担による地域づくり、伊豆半島地域における観光等の特性を踏まえた地域づくり、東部地域における都市間連携による地域づくり、富士山静岡空港周辺地域における新たな発展に向けた地域づくりの視点に立って設定する。</p> <p>(2) 地域区分</p> <p>地域区分は、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、志太榛原・中東遠地域、西部地域の5地域とする。</p> <p>ただし、これらの地域の境界については、厳密に区切られるものとは捉えず、境界を越えた交流・連携の中で柔軟に捉えることとする。</p>	<p>第1章 県土の利用に関する基本構想</p> <p>1 県土利用の基本方針</p> <p>(3) 県土管理の方策</p> <p>人口減少下においては、これまでと同様な労力や費用を投下し県土の管理を行うことが困難になることや、<b>相続未登記の増加等により所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが</b>想定される。</p> <p>さらに、中山間地域の耕作放棄地など、生産者等による管理が困難な土地<b>や所有者の所在の把握が難しい等の理由により適正な管理が困難な土地</b>については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、従前の自然環境への再生、野生鳥獣被害を防止するための緩衝帯など新たな用途を見出すことや、<b>所有者以外の者の管理・利用の促進など「所有から利用へ」の観点に立った方策により、</b>県土の荒廃を防止し、地域にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。</p> <p>第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>2 地域別の概要</p> <p>(1) 地域区分の考え方</p> <p><b>世界に誇れる特色ある魅力を備えた地域づくりを進めるため、特に重要となる次の考え方に立ち、地域区分を設定する。</b></p> <p><b>ア 一定の人口規模を備え、人口減少・少子高齢化が進む中においても自立し、地域の活力の持続を可能とする地域づくりの推進</b></p> <p><b>イ 自然的・社会的条件から一体性を有すると認められる地域における、「場の力」を最大限に活用した一体感のある地域づくりの推進</b></p> <p>(2) 地域区分</p> <p>地域区分は、伊豆半島地域、東部地域、中部地域、西部地域の<b>4</b>地域とする。</p> <p>ただし、これらの地域の境界については、厳密に区切られるものとは捉えず、境界を越えた交流・連携の中で柔軟に捉えることとする。</p>	<p>平成29年第1回静岡県国土利用計画審議会委員の意見を踏まえた追記 (文章の追記)</p> <p>次期総合計画を踏まえた修正 (地域区分の考え方の修正)</p> <p>次期総合計画を踏まえた修正 (地域区分の修正)</p>

静岡県国土利用計画（現計画）

静岡県国土利用計画（変更案）

備考

表2 地域区分

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島地域 (7市6町)	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
東部地域 (6市4町)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域(1市)	静岡市
志太榛原・中東遠地域 (9市3町)	島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、森町
西部地域(2市)	浜松市、湖西市

※「伊豆半島ランドデザイン」（平成25年4月）の策定など、近年の新たな動きを踏まえ、沼津市、三島市及び函南町は、伊豆半島地域と東部地域に重複している。

(3) 規模の目標の地域別の概要

(単位:km<sup>2</sup>)

利用区分	年次				
	上段( ):平成26年(基準年次)		下段:平成38年(目標年次)		
	伊豆半島地域	東部地域	中部地域	志太榛原・中東遠地域	西部地域
農地	(84)	(132)	(52)	(315)	(138)
	82	128	49	309	134
森林	(1,085)	(829)	(1,071)	(1,099)	(1,045)
	1,085	829	1,071	1,099	1,045
原野等	(13)	(27)	(3)	(3)	(1)
	13	27	3	3	1
水面・河川・水路	(17)	(29)	(36)	(101)	(122)
	17	29	37	101	122
道路	(57)	(78)	(37)	(123)	(81)
	59	81	38	126	84
宅地	(103)	(164)	(74)	(204)	(126)
	103	165	75	207	127
住宅地	(66)	(93)	(46)	(111)	(82)
	66	93	46	111	82
工業用地	(4)	(19)	(5)	(28)	(11)
	4	20	6	31	12
その他の宅地	(33)	(52)	(22)	(65)	(33)
	33	52	22	65	33
その他	(185)	(194)	(139)	(194)	(131)
	185	194	139	194	131
合計	1,543	1,453	1,412	2,040	1,645

※「伊豆半島ランドデザイン」（平成25年4月）の策定など、近年の新たな動きを踏まえ、沼津市、三島市及び函南町は、伊豆半島地域と東部地域に重複している。  
※数値は概略面積としている。

表2 地域区分

地域名	概ねの地域エリア
伊豆半島地域 (7市6町)	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
東部地域 (6市4町)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域 (5市2町)	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部地域 (7市1町)	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

※「伊豆半島ランドデザイン」（平成25年4月）の策定など、近年の新たな動きを踏まえ、沼津市、三島市及び函南町は、伊豆半島地域と東部地域に重複している。

(3) 規模の目標の地域別の概要

(単位:km<sup>2</sup>)

利用区分	年次			
	上段( ):平成26年(基準年次)		下段:平成38年(目標年次)	
	伊豆半島地域	東部地域	中部地域	西部地域
農地	(84)	(132)	(176)	(330)
	82	128	171	322
森林	(1,085)	(829)	(1,875)	(1,340)
	1,085	829	1,875	1,340
原野等	(13)	(27)	(5)	(3)
	13	27	5	3
水面・河川・水路	(17)	(29)	(95)	(163)
	17	29	96	163
道路	(57)	(78)	(89)	(153)
	59	81	92	157
宅地	(103)	(164)	(163)	(241)
	103	165	164	245
住宅地	(66)	(93)	(96)	(143)
	66	93	96	143
工業用地	(4)	(19)	(16)	(28)
	4	20	17	32
その他の宅地	(33)	(52)	(51)	(70)
	33	52	51	70
その他	(185)	(194)	(218)	(246)
	185	194	218	246
合計	1,543	1,453	2,621	2,476

※「伊豆半島ランドデザイン」（平成25年4月）の策定など、近年の新たな動きを踏まえ、沼津市、三島市及び函南町は、伊豆半島地域と東部地域に重複している。  
※数値は概略面積としている。

次期総合計画を踏まえた修正  
(地域区分の修正)

次期総合計画を踏まえた修正  
(地域区分の変更に伴う目標値の修正)

静岡県国土利用計画（現計画）	静岡県国土利用計画（変更案）	備考
<p>第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>1 総合的な措置</p> <p>(2) 土地の有効利用の促進</p> <p>2 区分別の措置</p> <p>(1) 基本方針別の措置</p> <p>ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土地利用</p> <p>より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を適切に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。</p> <p>(2) 地域別の措置</p> <p>ウ 中部地域</p> <p>中部横断自動車道の開通効果を最大限に発揮し、後背圏産業の国際競争力の向上や地域産業の活性化を図るため、清水港のコンテナターミナル等の整備や、高度な機能を持つ物流施設の立地を促進する。</p> <p>さらに、清水港を中心とする物流拠点を中心として、モノと人が賑わう「食」をテーマとした地域づくりを推進するため、庵原地域の生産性の高い一団の樹園地等と連携を図るとともに、新たな生産基盤の整備等に取り組む。</p> <p>東名高速道路や新東名高速道路等の東西軸に加え、日本海へ通じる南北軸の結節点となる立地の優位性を活かし、更なる食品関連産業や物流、成長産業分野の企業立地を促進するほか、東静岡駅周辺では、「文化力の拠点」の形成等により、県都にふさわしい高次都市機能の集積を図る。</p> <p>山梨・長野の両県、関係市町と連携し、中央新幹線の建設を注視しつつ、南アルプスの豊かな自然環境や希少野生動植物等の保護・保全対策を進めるとともに、エコツーリズムなど、交流人口の受入環境の整備を促進する。</p> <p>清水港へのクルーズ船の誘致による交流人口の拡大を図るとともに、これを核とした交流拠点の創出に向け、「清水都心ウォーターフロント地区」における開発や官民連携によるマネジメント体制の構築を推進する。</p> <p>麻機遊水地の整備等の総合的な治水対策を進めるとともに、静岡・清水海岸の侵食対策を進め、三保松原の世界遺産の構成資産としてふさわしい景観形成に努める。国道1号バイパス等の整備を進めるとともに、興津地区においては、地震災害等により基幹的交通ネットワークの機能停止が長期に及ば</p>	<p>第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>1 総合的な措置</p> <p>(2) 土地の有効利用の促進</p> <p>所有者の所在の把握が難しい土地については、土地の円滑な利活用に支障を来たさないよう、所有者の探索や相続登記の促進等により所有者の確定に努めるとともに、地域ニーズに対応した幅広い公共的利用を可能とする仕組みの構築など国における新たな制度化等の動向を踏まえ、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた取組を総合的に進める。</p> <p>2 区分別の措置</p> <p>(1) 基本方針別の措置</p> <p>ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土地利用</p> <p>より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を適切に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。また、津波被災後の迅速な復旧・復興の備えとして被災後の土地利用の方針等の策定に努める。主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進する。</p> <p>(2) 地域別の措置</p> <p>ウ 中部地域</p> <p>中部横断自動車道の開通効果を最大限に発揮し、後背圏産業の国際競争力の向上や地域産業の活性化を図るため、清水港のコンテナターミナル等を整備する。高規格幹線道路のIC周辺等においては、富士山静岡空港や清水港、東名高速道路、新東名高速道路などの「空・海・陸」の交通ネットワークを活かし、農業的土地利用との調整に配慮しつつ、更なる食品関連産業や物流、成長産業分野等の企業立地を促進する。</p> <p>東静岡駅周辺では、「文化力の拠点」の形成等により、県都にふさわしい高次都市機能の集積を図る。富士山静岡空港周辺では、茶文化振興の拠点や日本一の茶園景観等を活かした交流と賑わいのまちづくりを推進するとともに、空港機能の充実と利便性の確保に向けた取組、新幹線新駅の実現に向けた取組を進める。</p> <p>また、豊かな資源を活用した6次産業化の拡大など地域の特色ある産業の振興を図る。併せて、農業経営の規模拡大、生産性の向上を図る生産基盤を整備するほか、林業振興や森林の整備、水産業振興を図る漁港の整備を進める。</p> <p>山梨・長野の両県、関係市町と連携し、中央新幹線の建設を注視しつつ、南アルプスの豊かな自然環境や希少野生動植物等の保護・保全対策を進めるとともに、エコツーリズムなど、交流人口の受入環境の整備を促進する。</p> <p>清水港や大井川港等へのクルーズ船の誘致による交流人口の拡大を図り、清水港を核とした交流拠点の創出に向け、「清水都心ウォーターフロント地区」における開発や官民連携によるマネジメント体制の構築を推進する。</p>	<p>平成29年第1回静岡県国土利用計画審議会委員の意見を踏まえた追記 (文章の追記)</p> <p>平成29年第1回静岡県国土利用計画審議会委員の意見を踏まえた追記 (文章の追記)</p> <p>次期総合計画を踏まえた修正 (地域区分の変更に伴う文章の修正)</p>

静岡県国土利用計画（現計画）	静岡県国土利用計画（変更案）	備考
<p>ないよう、国、静岡市、ＪＲ東海及び県の連携により防災機能の強化に努めていく。</p> <p>エ 志太榛原・中東遠地域</p> <p>富士山静岡空港周辺の茶文化振興の拠点や日本一の茶園景観等を活かした交流と賑わいのまちづくりを推進するとともに、富士山静岡空港では、空港機能の充実と利便性の確保に向けた取組を図る。さらに、新幹線新駅の実現に向けた取組を進める。</p> <p>高規格幹線道路のＩＣ周辺等においては、富士山静岡空港や東名高速道路、新東名高速道路、御前崎港などの交通ネットワークを活かし、農業的土地利用との調整に配慮しつつ、更なる食品関連産業や物流、成長産業分野等の企業立地を促進する。</p> <p>また、本地域の食材、茶、花などの豊かな資源を活用した６次産業の拡大や茶草場農法の維持継承を支援する体制整備など、地域の特色ある産業の振興を図るとともに、引き続き、農業経営の規模拡大、生産性の向上を図る生産基盤を整備するほか、林業振興や森林の整備、水産業振興を図る漁港の整備を進める。</p> <p>山梨・長野の両県、関係市町と連携して、南アルプスなどの世界水準の豊かな自然環境や希少野生動植物等の保護・保全対策を進めるとともに、エコツーリズムなど、交流人口の受入環境の整備を促進する。また、御前崎港や大井川港へのクルーズ船の誘致により交流人口の拡大を図る。</p> <p>高規格幹線道路とともに地域の骨格を形成する国道１号バイパスや金谷御前崎連絡道路の整備を進めるとともに、高規格幹線道路等と地域を結ぶアクセス道路等の整備を推進する。</p> <p>ゆとりある暮らし空間を提供する住宅地整備を推進するとともに、市町との連携によりサテライトオフィス等の誘致に向け、空き家バンクの充実に取り組む。さらに、情報通信環境の向上に向けて光ファイバー網の整備エリアの拡大等に取り組む。</p> <p>ＪＲ駅周辺や中心市街地では、都市基盤の整備や商業・業務施設等の立地を促進し、土地利用の高度化を図るとともに、ＪＲ磐田新駅と周辺整備を進める。</p> <p>沿岸域では、「静岡モデル」による防潮堤の整備に取り組む。</p>	<p>また、高規格幹線道路や国道１号バイパス、金谷御前崎連絡道路の整備に加え、高規格幹線道路等と地域を結ぶアクセス道路等の整備を推進する。</p> <p>ゆとりある暮らし空間を提供する住宅地整備を進めるとともに、市町との連携によりサテライトオフィス等の誘致や居住環境の確保に向け、空き家バンクの充実や光ファイバー網の整備エリアの拡大等に取り組む。</p> <p>麻機遊水地の整備等の総合的な治水対策を進める。静岡・清水海岸では侵食対策を進め、三保松原の世界遺産の構成資産としてふさわしい景観形成に努める。興津地区においては、地震災害等により基幹的交通ネットワークの機能停止が長期に及ばないよう、関係機関の連携により防災機能の強化に努める。沿岸域では、「静岡モデル」による防潮堤の整備に取り組む。</p>	

静岡県国土利用計画（現計画）	静岡県国土利用計画（変更案）	備考
<p><b>オ 西部地域</b></p> <p>輸送用機械産業の集積を活かした企業立地の促進とともに、新たな成長産業分野である光電子産業や航空宇宙産業など、県境を越えて広域的に集積する産業分野への地域企業の参入を促進する。</p> <p>浜名湖や天竜川、北遠地域の広大な森林や遠州灘等の豊かな自然環境の保全と活用を図りながら、交流人口の受入環境の整備を促進する。</p> <p>新東名高速道路と接続する三遠南信自動車道の整備など、三遠南信地域の防災・減災対策、地域圏内外の活発な交流や経済活動を支える道路ネットワークの形成を、愛知県・長野県との県境を越えた連携により推進する。</p> <p>農業地域においては、施設の老朽化による機能低下や耐震化、営農形態の変化に伴う用水需要に対応し、安定的な用水を確保するため、三方原用水等の基幹的農業水利施設の整備を進める。</p> <p>森林地域においては、天竜スギに代表される豊富な森林資源を背景に、国際的な森林認証の取得と認証製品の利用拡大を促進する。</p> <p>天竜川下流地域においては、安間川の遊水地の整備等の治水対策を進めるとともに、馬込川では、津波対策を含めて治水安全度の向上を図るため、浜松市と連携し、流域全体で総合的な治水対策に取り組んでいく。</p> <p>沿岸域では、「静岡モデル」による防潮堤の整備を進めるとともに、遠州灘海岸から浜名湖にかけて自然環境を活用した観光やスポーツ等の振興により、交流人口の拡大を図る。</p>	<p><b>エ 西部地域</b></p> <p>輸送用機械産業の集積を活かした企業立地の促進とともに、新たな成長産業分野である光電子産業や航空宇宙産業など、県境を越えて広域的に集積する産業分野への地域企業の参入を促進する。</p> <p>新東名高速道路と接続する三遠南信自動車道の整備など、<b>本地域</b>の防災・減災対策に寄与し、地域圏内外の活発な交流や経済活動を支える道路ネットワークの形成を愛知県・長野県<b>とも連携しながら</b>推進する。</p> <p>天竜川、北遠地域の広大な森林や浜名湖、遠州灘等の豊かな自然環境の保全と活用を図りながら、交流人口の受入環境の整備を促進する。<b>また、御前崎港へのクルーズ船の誘致や、遠州灘海岸から浜名湖にかけて自然環境を活用した観光やスポーツ等の振興により、交流人口の拡大を図る。</b></p> <p>農業地域においては、<b>本地域の食材、茶、花などの豊かな資源を活用した6次産業化の拡大や茶草場農法の維持継承を支援する体制整備など、地域の特色ある産業の振興を図るとともに、農業経営の規模拡大、生産性の向上を図る生産基盤を整備するほか、</b>施設の老朽化による機能低下や耐震化、営農形態の変化に伴う用水需要に対応し、安定的な用水を確保するため、三方原用水<b>や天竜川下流用水</b>等の基幹的農業水利施設の整備を進める。</p> <p>森林地域においては、<b>林業振興や森林の整備に加え、</b>天竜スギに代表される豊富な森林資源を背景に、国際的な森林認証の取得と認証製品の利用拡大を促進する。</p> <p><b>JR駅周辺や中心市街地では、都市基盤の整備や商業・業務施設等の立地を促進し、土地利用の高度化を図るとともに、JR磐田新駅と周辺整備を進める。</b></p> <p>天竜川下流地域においては、馬込川流域<b>や太田川流域等</b>の治水安全度の向上を図るため、<b>県、市町が一体となって、</b>流域全体で総合的な治水対策に取り組み、沿岸域では、「静岡モデル」による防潮堤の整備を進める。</p>	<p>次期総合計画を踏まえた修正 （地域区分の変更に伴う文章の修正）</p>